

内部質保証基本方針

奈良学園大学では、内部質保証の方針を次のとおり定める。

1. 内部質保証の意義

自らの責任で自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善により、三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証すること。

2. 内部質保証推進のための組織

学長のリーダーシップのもとに、「企画運営会議」を内部質保証推進組織として定める。内部質保証を確かなものとするために、自己点検・評価委員会（以下「大学委員会」という。）を置き、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、点検及び評価を行う。大学委員会のほか、各部局に部局等自己点検・評価委員会（以下「各部局等委員会」という。）を置く。各部局等委員会は、それぞれの所管する教育研究活動、管理運営等に関わる各検討項目について、自ら点検及び評価を行うとともに、各部局等の長に対してその結果の報告及び改善のための諸施策について報告・提言する。

また、本学における自己点検・評価活動の客観性、公平性を担保し、教育・研究活動の向上を図るため、地方公共団体、産業界、本学学生のほか、地域住民、卒業生、保証人等から幅広く意見を聴く機会として「第三者評価懇談会」を実施し、自己点検・評価活動に反映させ、内部質保証の充実を図る。

3. 内部質保証推進組織としての企画運営会議の役割

「企画運営会議」は学長の意思決定、業務執行についてこれを補佐するとともに、大学の通常業務について、報告及び協議並びに必要な事項における審議を行い、本学における教育・研究を推進し、円滑な事業・業務の運営を図る。

「企画運営会議」は、学長のトップマネジメントを機能させながら内部質保証の方針を定めて周知し、実施を要請する。

(1) 内部質保証に関わる主な事業内容

- ① 本学の事業計画（単年度、中期及び長期計画）の策定
- ② 入学試験、広報等に関する企画立案
- ③ 教育課程の編成及び改編に係る全学的方針の策定に関する事項
- ④ 全学及び各部局等における通常業務に関する連絡、調整及び協議並びに審議等

(2) 全学的な実施状況の確認・改善施策の方法

- ① 「IR 情報活用推進委員会」によるデータ収集・分析を受けての改善
- ② 「自己点検・評価委員会」各組織で実施した点検・評価の結果を受けての改善
- ③ 「第三者評価懇談会」により、自己点検・評価の妥当性を検証した上で改善

4. 大学全体および各部門における自己点検・評価

(1) 以下の項目について、大学委員会及び各部局等委員会において自己点検・評価を行う。

- ①建学の精神・大学の基本理念
- ②使命・目的・三つのポリシー等
- ③学生の受入れ、学修支援、キャリア支援、学生サービス、学修環境の整備、学生の意見・要望への対応
- ④単位認定・卒業認定・修了認定、教育課程及び教授方法、学修成果の点検・評価
- ⑤教学マネジメントの機能性、教員の配置・職能開発等、職員の研修、研究支援
- ⑥経営の規律と誠実性、理事会の機能、管理運営の円滑化と相互チェック、財政基盤と収支、会計
- ⑦内部質保証の組織体制、内部質保証のための自己点検・評価、内部質保証の機能性
- ⑧その他、大学委員会が必要と認めた事項
 - a) 毎年の「学生の意識及び生活の実態に関する調査」、「授業評価アンケート」、外部アセスメントテスト等在学生対象の調査や、卒業生調査等について、結果を集計し、その結果を大学評議会や大学委員会において共有し、改善策を検討する。
 - b) 毎年の授業評価アンケートの結果を集計し、その結果を大学評議会や大学委員会において共有し、改善策を検討する。併せて、ホームページ上で公開する。
 - c) 現状把握のために、各部局等の調査、諸会議資料等の各種データを集積し、その分析に基づいて自己点検・評価を実施し、その結果を大学委員会において共有し、大学評議会に報告する。なお、a)、b)の結果と合わせて、「IR情報活用推進委員会」と連携を図り、さらに精細な調査、分析を行い、改善に結びつける。
 - d) 第三者評価懇談会を実施し、外部の視点を取り入れる。
 - e) 7年に一度、認証評価機関による認証評価を受審し、評価結果を踏まえ改善を図る。

5. 内部質保証成果の情報公開

内部質保証システムが適切に機能していることの説明責任を果たすため、自己点検・評価結果をはじめ、大学認証評価の結果や教育研究活動についての情報をホームページ上で公開する。

以上